

島根県隠岐支庁農林水産局水産部長専決海面漁業許可に係る制限措置等

区分		内 容	備 考
1 小型 機船 底びき 網漁業	漁業種類	手繰第三種漁業（なまこけた網漁業）	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	1 隻	
	船舶の総トン数	5 トン未満	
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	操業区域	自町村地先海域。ただし、隠岐の島町に関しては平成16年10月1日以前の旧町村地先海域とする。	
	漁業時期	11月1日から翌年4月30日まで	
	漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
	許可又は起業の認可を申請すべき期間	令和5年3月15日 から 令和5年4月14日 まで	

2 かご 漁業	漁業種類	たこかご漁業	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	1 隻	
	船舶の総トン数	5 トン以上	規則第4条第1項第14号
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	操業区域	隠岐島周辺5海里以内の海域（島前湾内を除く。）	
	漁業時期	9月1日から翌年3月31日まで	
	漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
	許可又は起業の認可を申請すべき期間	令和5年3月15日 から 令和5年4月14日 まで	

3 底建 網漁業	漁業種類	底建網漁業	
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	2 隻	
	船舶の総トン数	※定めなし	
	推進機関の馬力数	※定めなし	
	操業区域	自町村地先海域であって、別途許可証に示す海域。ただし、隠岐の島町に関しては平成16年10月1日以前の旧町村地先海域であって、別途許可証に示す海域とする。	
	漁業時期	1月1日から12月31日まで	
	漁業を営む者の資格	隠岐郡に住所又は主たる事務所を有する漁業者	
	許可又は起業の認可を申請すべき期間	令和5年3月15日 から 令和5年3月28日 まで	